

少年審判における被害者傍聴について、法制審での慎重な審議を求める

1 法務省は本年11月29日、少年審判における被害者の傍聴を認める少年法改正案を、法制審議会に諮問した。この諮問案によれば、家庭裁判所は、殺人等の重大事件について、被害者等から申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、被害者等の傍聴を許すことができることとなる。この諮問案通りに少年法が改正されるならば、現行法では原則として許されない被害者の傍聴が、かなりの範囲で認められることになることと予想される。

しかし、被害者の傍聴の可否は、少年法の基本理念にかかわるきわめて大きな問題を含んでいる。私たち自由法曹団は、この被害者傍聴の可否については慎重に審議されるべきであると考えている。

2 被害者が、事件の真相を知る手立てを必要とし、少年審判手続に参加を欲するという心情は理解されることである。

しかし少年審判手続は、少年の健全な育成という少年法の目的のもとで、非行少年の矯正・保護を行う手続である。審判においては、非行事実・動機に限らず、少年の生育歴、家庭環境、資質、性格など少年の要保護性の有無が対象となる。

また、非行少年の多くは、家庭内暴力・虐待・いじめの被害者であったり、過度の競争によってストレスにさらされ、子どもが必要とする“居場所”や環境を保障されず、安心できる大人との人間関係が形成されていないケースが多い。そのような非行少年にとって、はじめて自分の言葉で意見を表明することができる場が少年審判である。

少年が逮捕されてから少年審判を迎えるまでの期間は通常1か月半程度しかなく、この期間は、少年が、警察、検察、裁判所等での手続、鑑別所の連日の調査等、自分の置かれている状況に対応することに多くを費やしながらか、少しずつ内省をいはじめていく時期である。少年は、このような時期を経て審判を迎え、はじめて、自分のおかれてきた環境や、自分の心情などを自分の言葉で語り、それを受け止める付添人や審判関係者と向き合うこととなり、その上で家裁の処分を受け、更生のスタートを切るのである。少年審判は、少年の更生に向けての第一歩目の場として機能しているのである。

付添人としての経験を通じて言えることは、諮問案が想定しているような重大事件を犯した少年が、審判の日までに、被害者と真摯に向き合うことができる状態に至ることはきわめて困難であり、そのような状態にある時に、被害者が審判に立ち会うことは、少年に過度の委縮をもたらしたり、自分の言葉で心情などを素直に語るができなくなるおそれや、場合によっては逆に被害者に対して敵対心を抱いてしまうおそれすらある。自分の心情を素直に語れない状態、被害者への敵対心を有した状態で行われる審判は、少年の更生のスタートの場としての機能を大きく損ねることになることは明らかである。

3 私たちは、このような少年審判手続の変容の危険をはらむ被害者傍聴については、少年の健全な育成という少年法の目的の実現との関係から、慎重に審議されることを求める。

2007年12月18日

自由法曹団 団長 松井 繁明